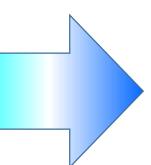
お知らせ

「紹介状なし」で受診する場合の 初診時選定療養費が改定となります。

令和4年9月30日まで

5,500円(稅込)



令和4年10月1日から

7.700円(稅込)

令和4年4月「国民健康保険等の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和4年10月1日から200床以上の地域医療支援病院では、初診時の選定療養費を7,000円以上徴収することが義務化されました。

選定療養費とは、『初期診療は医院や診療所で高度・専門医療は病院(200床以上)で診療を行う』という、<u>医療</u>機関の機能分担を図ることを目的として厚生労働省より制定された制度のことです。

令和4年9月 JCHO札幌北辰病院長